

質問回答書

工事名	興田・猿沢地区市道霞沢狩集線配水管布設替工事	工事場所	一関市大東町沖田字日向地内他	入札年月日	令和5年6月28日
No.	質問		回答		
1	<p>施工地域区分(交通影響)が計上されているかについてご教示願います。また、該当する場合、区分について教示願います。</p>		<p>「一般交通影響あり(2)」を適用しています。</p>		
2	<p>特記仕様書第14条 その他 6 労働者確保に要する間接費の実績変更(縦覧データ P31)が「無」となっており、東日本大震災の復旧・復興事業における間接工事費の補正について」に○が記載されていませんが、補正自体がないということでしょうか。</p>		<p>「労働者確保に要する間接費の実績変更」については、対象工事が土木工事標準積算基準(共通編)または港湾積算基準に記載されている工種区分を適用している工事であることから「無」としています。</p>		
3	<p>質問2に関連しますが、特記仕様書第14条 その他 10 その他の特記事項(縦覧データ P34)が「有」となっており、「東日本大震災の復旧・復興事業における間接工事費の補正について」の内容が「本工事は、東日本大震災の復旧・復興事業における間接工事費の補正を適用しています」とあります。当該内容についてご教示願います。</p>		<p>補正については、岩手県(県土整備部)が定める「東日本大震災の復旧・復興事業における間接工事費の補正について」を準用しています。詳細については、岩手県ホームページを参考にいただき、積算願います。</p> <p>(トップページ> 県土づくり> 建設業> 建設技術関連> 設計・積算・入札> 東日本大震災特例等> 東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について)</p>		
4	<p>通水試験の数量を明示願います。</p>		<p>0.5日としています。</p>		